

佐賀県告示第四百四十八号

公金事務取扱要領（平成四年佐賀県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二十一条の表中「佐賀県農業改良資金特別会計」を「佐賀県就農支援資金特別会計」に改める。

様式第十五号中「佐賀県農業改良資金特別会計用」を「佐賀県就農支援資金特別会計用」に、「（農業改良資金）」を「（就農支援資金）」に改める。
様式第十六号中「佐賀県農業改良資金特別会計用」を「佐賀県就農支援資金特別会計用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の公金事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。